

熊本市総合屋内プール条例の一部改正について

熊本市総合屋内プール条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市総合屋内プール条例の一部を改正する条例

熊本市総合屋内プール条例(平成10年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号及び第15条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1の1専用使用料(1)施設使用料の表多目的フロアの部を削り、別表第1の1専用使用料(2)照明設備等使用料の表中「多目的フロア」を削り、同表備考第3項中「、スケートリンク又は多目的フロア」を「又はスケートリンク」に、同表備考第6項中「、サブリンク及び多目的フロア」を「及びサブリンク」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

熊本市総合屋内プールの多目的フロアを廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。